〔参 考5〕

老人保護措置費の国庫負担(費用徴収基準)の取扱いについて

昭和63年5月27日 社老第74号 厚生省社会局長

標記については、「老人保護措置費の国庫負担について」(昭和47年6月1日厚生省社第451号厚生事務次官通知)により行われているところであるが、費用徴収基準における「対象収入」及び「主たる扶養義務者」の取扱いを下記のとおりとし、昭和63年7月1日から適用することとするので、取扱いの変更についての周知徹底に努め、円滑な実施が図られるよう格段の配慮をお願いする。

なお,昭和63年6月30日以前から引き続き入所している者に係る「主たる「扶養義務者」の認定については,2(4)は適用しないこととするので,留意されたい。

また,本通知の施行に伴い,昭和61年6月12日社 老第70号本職通知は廃止する。

記

1.「対象収入」について

「対象収入」は、原則として前年の(1)収入として認定するもの((2)収入として認定しないものに該当するものは除く。)から(3)必要経費を控除した額とする。ただし、前年に比して収入が減少したり不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により被措置者の負担能力に著しい変動が生じ費用負担が困難となった場合は、当該年の収入又は必要経費を用いて「対象収入」を算定することができる。

(1) 収入として認定するもの

ア.年金,恩給等の収入

年金, 恩給その他これに類する定期的に支給さ

れる金銭については,その実際の受給額を収入として認定すること。

イ.財産収入

土地,家屋,機械器具等を他に利用させて得られる果実である地代,小作料,家賃,間代,使用料等の収入については,課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

ウ. 利子,配当収入

公社債の利子,預貯金の利子,法人から受ける 利益の配当等の収入については,確定申告がされ る場合に限り,課税標準として把握された所得の 金額を収入として認定すること。

エ.その他の収入

不動産,動産の処分による収入その他の収入 (老人ホーム入所前の臨時的な収入は除く。)につ いては課税標準として把握された所得の金額を収 入として認定すること。

(2)収入として認定しないもの

- ア. 臨時的な見舞金, 仕送り等による収入
- イ.地方公共団体又はその長,社会事業団体その他から恵与された慈善的性質を有する金銭
- ウ.施設からいわゆる個人的経費として支給される 金銭
- 工.原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律 により支給される特別手当のうち,生活保護基準 の放射線障害者加算に相当する額
- オ.公害に係わる健康被害の補償金,損害賠償金 で,公害健康被害補償法の補賞給付に相当するも ののうち,生活保護法において公害健康被害補償

- 法の補償給付ごとに収入として認定しないものと して定める額に相当する額
- カ.特別児童扶養手当等の支給に関する法律により 支給される福祉手当等老人ホームに入所すること により支給されないこととなる金銭
- キ.児童手当法により支給される児童手当等法令により被措置者の生活費以外の用途に充てることとされている金銭
- ク. 老人ホームにおける生きがい活動に伴って副次 的に得られる収入
- ケ.その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等社会通念上収入として認定することが適当でないと判断される金銭

(3)必要経費

- ア.所得税,住民税等の租税(ただし,固定資産税 を除く。)
- イ.社会保険料又はこれに準ずるもの
- ウ. 医療費(差額ベッド代,付添費用,医療品購入費を含む医療を受けるのに通常必要とされる一切の経費をいう。ただし保険金等で補てんされる金額を除く。)

エ.その他

- (ア) 配偶者その他の親族が被措置者の仕送りにより生活している場合において必要とされる仕送りのための費用
- (イ)災害により資産が損害を受けた場合において,これを補てんするために必要とされる費用(ウ)やむを得ない事情による借金の返済
- オ 自己の日常の用に供される補装具,身体障害者日常生活用具等の購入費等の支出せざるを得ない費用が被措置者にあると福祉事務所長が認めるときは,その額を特別の必要経費として認定することができること。

2.「主たる扶養義務者」について

- (1)「主たる扶養義務者」の認定は被措置者の扶養 義務者(民法に定める扶養義務者をいう。(4)にお いて同じ。)のうち,配偶者及び子について行 う。
- (2)「主たる扶養義務者」となる被措置者の配偶者 又は子は,原則として,被措置者が入所の際被措

- 置者と同一世帯にあった者(住居等の関係で別居していたが,主としてその配偶者又は子の仕送りにより被措置者が生計を維持していた場合等社会通念上同一世帯と同様と認められる者を含む。以下「出身世帯員」という。)とする。
- (3)(2)により、「主たる扶養義務者」となり得る者が2人以上ある場合は、最多税額納付者を「主たる扶養義務者」とする。
- (4)出身世帯員でない被措置者の配偶者又は子は,被措置者が入所の際同一世帯に属していた被措置者の扶養義務者がない場合に限り,次に定めるところにより,「主たる扶養義務者」とする。
 - ア. 当該配偶者又は子の所得税又は住民税の所得割の計算について. 被措置者が所得税法第2条第1項第33号若しくは地方税法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は所得税法第2条第1項第34号若しくは地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族となっている場合は, 当該配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。
 - イ. 当該配偶者又は子が健康保険,船員保険又は 国家公務員等共済組合,地方公務員共済組合若 しくは私立学校職員共済組合の被保険者又は組 合員であって被措置者がこれら制度の給付につ いて当該配偶者又は子の被扶養者となっている 場合(アに該当する被措置者の配偶者又は子が 他にある場合を除く。)には,当該配偶者又は 子を「主たる扶養義務者」とする。
 - ウ. 当該配偶者又は子の給与の計算について被措 置者が扶養親族として一般職の職員の給与等に 関する法律第11条に規定する扶養手当その他これに準ずる手当の支給対象となっている場合 (ア又はイに該当する被措置者の配偶者又は子 が他にある場合を除く。)は,当該配偶者又は 子を「主たる扶養義務者」とする。この場合に おいて,「主たる扶養義務者」となり得る者が 2人以上あるときは,最多税額納付者を「主た る扶養義務者」とする。
- エ.アからりまでのいずれかに該当する被措置者 の配偶者又は子がない場合は,被措置者への仕 送りの状況,被措置者との間の資産面での関係 の深さ等を勘案し,社会通念上,主たる扶養義 務者と認められる被措置者の配偶者又は子を

老人保護措置費の国庫負担(費用徴収基準)の取扱いについて

「主たる扶養義務者」とする。

- (5)(3)の場合における「主たる扶養義務者」の認定は,毎年度見直しを行うことを原則とするが,主たる扶養義務者が死亡又は行方不明になった場合
- は、その事実が生じた日の属する月の翌月初日をもって見直しを行うこととする。
- (6)(4)の場合におけるおける「主たる扶養義務者」 の認定については,見直しを行わない。